

滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新								
<p>第1条～第19条 省略 (前面の空地)</p> <p>第20条 興行場等の用途に供する建築物の主要な屋外出入口の前面には、道路等（都市計画区域内にあつては、前条第1項に規定する道路に限る。次条において同じ。）または次条に規定する敷地内の通路に通ずる空地を次の表に定めるところにより設けなければならない。この場合において、当該建築物にその<u>主要構造部を耐火構造または1時間準耐火基準に適合する準耐火構造（以下「耐火構造等」という。）</u>とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>興行場等の客席部の床面積の合計による区分</th> <th>奥行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td> <u>主要構造部が耐火構造等のもの</u>  <u>2メートル以上</u>  <u>主要構造部が耐火構造等以外の構造のもの</u>  <u>2.5メートル以上</u> </td> </tr> </tbody> </table>	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行	200平方メートル未満のもの	<u>主要構造部が耐火構造等のもの</u> <u>2メートル以上</u> <u>主要構造部が耐火構造等以外の構造のもの</u> <u>2.5メートル以上</u>	<p>第1条～第19条 省略 (前面の空地)</p> <p>第20条 興行場等の用途に供する建築物の主要な屋外出入口の前面には、道路等（都市計画区域内にあつては、前条第1項に規定する道路に限る。次条において同じ。）または次条に規定する敷地内の通路に通ずる空地を次の表に定めるところにより設けなければならない。この場合において、当該建築物にその<u>特定主要構造部を耐火構造またはその主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>興行場等の客席部の床面積の合計による区分</th> <th>奥行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td> (1) <u>特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの</u>  (2) <u>(1)に掲げるもの以外のもの</u>  <u>2メートル以上</u>  <u>2.5メートル以上</u> </td> </tr> </tbody> </table>	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行	200平方メートル未満のもの	(1) <u>特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの</u> (2) <u>(1)に掲げるもの以外のもの</u> <u>2メートル以上</u> <u>2.5メートル以上</u>
興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行								
200平方メートル未満のもの	<u>主要構造部が耐火構造等のもの</u> <u>2メートル以上</u> <u>主要構造部が耐火構造等以外の構造のもの</u> <u>2.5メートル以上</u>								
興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行								
200平方メートル未満のもの	(1) <u>特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの</u> (2) <u>(1)に掲げるもの以外のもの</u> <u>2メートル以上</u> <u>2.5メートル以上</u>								

200平方メートル以上400平方メートル未満のもの	3メートル以上
400平方メートル以上900平方メートル未満のもの	4メートル以上
900平方メートル以上のもの	5メートル以上

第21条 省略

(出入口)

第22条 興行場等の用途に供する建築物の屋外出入口の数および構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客用以外の用に供するものについては、この限りでない。

(1) 屋外出入口の数は、次の表に掲げる数値以上とし、避難上有効に配置すること。

主要構造部	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
耐火構造等でないもの	200平方メートル未満のもの	3
耐火構造等のもの	400平方メートル未満のもの	2
	400平方メートル以上	3
	900平方メートル未満のもの	
	900平方メートル以上のもの	4

(2) 省略

(3) 屋外出入口の幅の合計は、次の表に掲げる数値以上とすること。

200平方メートル以上400平方メートル未満のもの	3メートル以上
400平方メートル以上900平方メートル未満のもの	4メートル以上
900平方メートル以上のもの	5メートル以上

第21条 省略

(出入口)

第22条 興行場等の用途に供する建築物の屋外出入口の数および構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客用以外の用に供するものについては、この限りでない。

(1) 屋外出入口の数は、次の表に掲げる数値以上とし、避難上有効に配置すること。

建築物の構造	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
(1) (2)に掲げるもの以外のもの	200平方メートル未満のもの	3
(2) 特定主要構造部が耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの	ア 400平方メートル未満のもの イ 400平方メートル以上900平方メートル未満のもの ウ 900平方メートル以上のもの	2 3 4

(2) 省略

(3) 屋外出入口の幅の合計は、次の表に掲げる数値以上とすること。

<u>主要構造部</u>	客席部の床面積の合計に対する幅
<u>耐火構造等</u> <u>でないもの</u>	10平方メートルにつき 30センチメートル
<u>耐火構造等</u> <u>のもの</u>	10平方メートルにつき 15センチメートル

<u>建築物の構造</u>	客席部の床面積の合計に対する幅
(1) (2)に掲げるもの以外のもの	10平方メートルにつき 30センチメートル
(2) 特定主要構造部が <u>耐火構造または主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造のもの</u>	10平方メートルにつき 15センチメートル

## 2 省略

第23条～第31条 省略

(前面の空地)

第32条 百貨店、マーケットまたは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの主要な屋外出入口の前面には、奥行3メートル以上の空地を設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造等とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

第33条～第36条の2 省略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第36条の3 特定行政庁は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規

## 2 省略

第23条～第31条 省略

(前面の空地)

第32条 百貨店、マーケットまたは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの主要な屋外出入口の前面には、奥行3メートル以上の空地を設けなければならない。この場合において、当該建築物にその特定主要構造部を耐火構造またはその主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

第33条～第36条の2 省略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第36条の3 特定行政庁は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規

定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転、大規模の修繕または大規模の模様替えのうち、その建築物および敷地の状況により安全上支障がないと認められるものについて、第7条の2から第7条の5まで、第28条または第31条の規定による制限を緩和することができる。

2 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転（同一敷地内におけるものに限る。）、大規模の修繕または大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転、大規模の修繕または大規模の模様替のうち、その建築物および敷地の状況により安全上支障がないと認められるものについて、第7条の2から第7条の5まで、第28条または第31条の規定による制限を緩和することができる。

2 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転（同一敷地内におけるものに限る。）、大規模の修繕または大規模の模様替については同条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条、第7条、第19条、第28条または第31条の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕または大規模の模様替であつて、政令第137条の12第6項の規定により特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものをする場合においては、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第11条または第21条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替（次項および第6項において「増築等」という。）をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）および改築については、増築または改築に係る部分の対象床

(新設)

面積（政令第137条の2の2第1項第2号の規定により当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。次項第1号イにおいて同じ。）の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第11条または第21条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。同号イにおいて同じ。）を超えず、かつ、当該増築または改築が当該増築または改築に係る部分以外の部分における避難および消火の安全上支障とならないものである増築または改築に係る部分

(2) 大規模の修繕および大規模の模様替については、当該建築物における屋根または外壁に係る大規模の修繕または大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

5 法第3条第2項の規定により第33条第2項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、同項の規定は、適用しない。

(1) 増築および改築については、次のアまたはイのいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、ア）に該当する増築または改築に係る部分

ア 次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 増築または改築に係る部分およびその他の部分が、増築ま

(新設)

たは改築後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分（次項において「独立部分」という。）となるものであること。

(イ) 増築または改築に係る部分が、政令第137条の6の2第2項第1号ロの規定により同条第1項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するものであること。

イ 増築または改築に係る部分の対象床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第33条第2項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築または改築が当該増築または改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

(2) 大規模の修繕および大規模の模様替については、当該建築物における屋根または外壁に係る大規模の修繕または大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

6 法第3条第2項の規定により第9条、第17条、第22条から第25条までまたは第33条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

7 前項の規定は、法第3条第2項の規定により第9条、第17条、第22

(新設)

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第36条の4 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるかまたは不燃材料で造られた建築物の階に限る。）または政令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条（第1項を除く。）から第24条までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第36条の5 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるかまたは不燃材料で造られたものに限る。）または政令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条（第1項第2号を除く。）の規定は、適用しない。

第36条の6・第37条 省略

付則 省略

条から第25条までまたは第33条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と読み替えるものとする。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第36条の4 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物または主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。）または政令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条（第1項を除く。）から第24条までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第36条の5 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）または主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）または政令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条（第1項第2号を除く。）の規定は、適用しない。

第36条の6・第37条 省略

付則 省略